

## 2. 景観形成基準

「みどり・田園景観区域」「まちなみ景観区域」「景観形成地区」について、建築物、工作物、開発行為等の景観形成基準を以下のとおり設定します。

### (1) みどり・田園景観区域

行為	事項	みどり・田園景観区域
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。</li> <li>道路の境界線からできる限り後退した配置とする。</li> <li>市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。</li> </ul>
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。</li> </ul> (2)付帯施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>外部に設ける建築設備*は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。</li> <li>屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。</li> </ul>
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> <li>当該基準に適合しない色は原則使用しない。</li> <li>ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。</li> </ul>
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。</li> <li>反射光のある素材は使用しない。</li> </ul>
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。</li> </ul>
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。</li> <li>閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。</li> </ul>
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。</li> <li>道路の境界線からできる限り後退した配置とする。</li> <li>市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。</li> </ul>
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。</li> </ul>
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> <li>当該基準に適合しない色は、原則使用しない。</li> <li>ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。</li> </ul>
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。</li> <li>反射光のある素材は使用しない。</li> </ul>

行為	事項	みどり・田園景観区域
2 又は 工 作 物 の 新 設 等 の 移 転	5)照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。</li> </ul>
	6)緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。</li> <li>閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。</li> </ul>
3 開 発 行 為	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。</li> <li>擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。</li> <li>塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> </ul>
4 土 地 の 形 質 の 変 更	方法	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> </ul> <p>(1)土石の採取、鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。</li> <li>採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を行う。</li> </ul> <p>(2)土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。</li> <li>のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。</li> <li>擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。</li> <li>原則として、行為地周囲の緑化を行う。</li> </ul>
5 物 件 の 堆 積	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。</li> <li>高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。</li> <li>行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。</li> <li>塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> </ul>

※建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

## (2) まちなみ景観区域

行為	事項	まちなみ景観区域
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。</li> <li>道路の境界線からできる限り後退した配置とする。</li> <li>国道171号や安威川等、北部への眺望が開けた市街地では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。</li> <li>丘陵地の住宅地では、北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。</li> </ul>
	2) 形態、意匠	<p>(1)建築物本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。</li> <li>中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。</li> </ul> <p>(2)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようにデザインとする。</li> <li>外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。</li> <li>屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。</li> </ul>
	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着きの感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> <li>当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。</li> <li>ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。</li> </ul>
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。</li> <li>反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> </ul>
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。</li> </ul>
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。</li> <li>塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。</li> </ul>
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。</li> <li>道路の境界線からできる限り後退した配置とする。</li> <li>国道171号や安威川等、北部への眺望が開けた市街地では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。</li> <li>丘陵地の住宅地では、北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。</li> </ul>
	2) 形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。</li> <li>屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないように配慮する。</li> </ul>

行為	事項	まちなみ景観区域
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落ち着いた感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> <li>● 当該基準に適合しない色は、各立面の1/20以下とする。</li> <li>● ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。</li> </ul>
	4) 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。</li> <li>● 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> </ul>
	5) 照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。</li> </ul>
	6) 緑化、外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。</li> <li>● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。</li> </ul>
3 開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>● のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。</li> <li>● 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。</li> <li>● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> </ul>
4 土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> <li>● できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。</li> <li>● のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。</li> <li>● 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。</li> <li>● 原則として、行為地周囲の緑化を行う。</li> </ul>
5 物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。</li> <li>● 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。</li> <li>● 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。</li> <li>● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。</li> </ul>